

浜松市脱炭素経営支援融資推進事業

市内の事業者及び個人事業者の脱炭素経営を支援するため、市が指定した脱炭素経営支援融資を対象として、融資実行に伴う手数料を補助します。

『脱炭素経営支援融資』とは

事業者が策定した温室効果ガス排出削減計画の達成状況に応じ金利が変動する金融商品

支援事業イメージ

STEP①

補助対象の融資を受ける
(対象融資は裏面参照)



金融機関

①脱炭素経営支援融資実行

①融資手数料の支払い

④目標達成時に金利優遇



地域企業

STEP②

補助金を申請する

削減計画
▲3%/年

②補助金申請

③手数料補助



浜松市

事業概要

補助率

1/2 (上限 25 万円)

補助対象者

市の指定する金融商品の融資を受けた市内事業者

対象経費

融資実行時にかかる手数料 (上限1%)

補助要件

温室効果ガス削減目標が前年度比3%以上であること

申請期間

令和7年4月10日 ~令和8年3月31日

補助対象となる金融商品

以下の金融商品が補助対象となります（4月10日現在）。

(受付順)

金融商品名	金融機関名	補助対象 指定日
サステナブル・リンク・ローン	浜松いわた信用金庫	4/7
GX支援資金【目標設定型】	浜松いわた信用金庫	4/7
サステナビリティ・リンク・ローン	(株)静岡銀行	4/9
しずおかGXサポートローン	(株)静岡銀行	4/9

補助対象融資の公募は継続しますので、随時審査し追加します。
直近の補助対象融資については市ホームページをご覧ください。

申請に必要な書類一覧

- ① 交付申請書
- ② 決算書又は確定申告書（1期分）
- ③ 補助対象融資であることが確認できる資料
（金銭消費貸借契約証書（写し）、確約書（写し）、
温室効果ガス排出量削減計画 等）
- ④ 市民税、県民税及び森林環境税特別徴収義務者指定通知書
又は市民税、県民税及び森林環境税特別徴収未実施理由書の写し
- ⑤ 融資実行に伴う振込金を確認できる書類（通帳（写し））
- ⑥ 【資金使途が設備資金の場合】
 - ・ 領収書、請求書又は見積書（写し）
 - ・ 設備計画書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

【お問合せ先】浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（市役所本館6階）
〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp